第九十九条第二号中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同条第三号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第四号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第五号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第六号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第七号中「百万円」を「二百万円」に改める。

第百条の二第一項第一号中「百五十万円」を「二百五十万円」に、「二百万円」を「三百五十万円」に改める。

（予算決算及び会計令臨時特例の一部改正）

第二条　予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号から第十四号までを三号ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた公告その他の国による契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係るこの政令による改正前の予算決算及び会計令第百条の二第一項第一号に規定する一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で同日以後に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十四号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項及び第二百三十八条の五第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十九条の六第一項中第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　信託された土地において、森林の施業を行い、かつ、当該土地の管理又は処分を行うこと。

第百七十四条の四十九の二第一項第二十号中「第九項及び第十一項」を「第十八項及び第二十項」に改める。

別表第五第一号中「二百五十万円」を「四百万円」に、「百三十万円」を「二百万円」に改め、同表第二号中「百六十万円」を「三百万円」に、「八十万円」を「百五十万円」に改め、同表第三号中「八十万円」を「百五十万円」に、「四十万円」を「八十万円」に改め、同表第四号中「五十万円」を「百万円」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同表中

五　物件の貸付け	三十万円

を

五　物件の貸付け	
都道府県及び指定都市	五十万円
市町村	三十万円

に改め、同表第六号中「百万円」を「二百万円」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第百六十九条の六第一項の改正規定　公布の日

二　第百七十四条の四十九の二第一項第二十号の改正規定　児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月一日）

（地方公営企業法施行令の一部改正）

2　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「二、五〇〇千円」を「四、〇〇〇千円」に、「一、三〇〇千円」を「二、〇〇〇千円」に改め、同表の二の項中「一、六〇〇千円」を「三、〇〇〇千円」に、「八〇〇千円」を「一、五〇〇千円」に改め、同表の三の項中「一、五〇〇千円」を「八〇〇千円」に改め、同表の四の項中「八〇〇千円」を「一、〇〇〇千円」に、「四〇〇千円」を「五〇〇千円」に改め、同表中

五　物件の貸付け	三〇〇千円

を

都道府県及び指定都市	五〇〇千円
市町村	三〇〇千円

に改め、同表の六の項中「一、〇〇〇千円」を「二、〇〇〇千円」に、「五〇〇千円」を「一、〇〇〇千円」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

3　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表別表第五第二号から第四号まで及び第六号の項中「別表第五第二号から第四号まで及び第六号」を「別表第五第二号から第六号まで」に改める。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂